

旧	新
	<p>3 休眠預金等代替金に関する取り扱い</p> <p>(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>(2) 前項の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾した時は、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3) 預金者等は、前項(1)の場合において、次の(ア)～(ウ)に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払を請求することについて、あらかじめ当社に委任します。</p> <p>(ア) この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)</p> <p>(イ) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p>(ウ) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</p> <p>(4) 当社は、次の(ア)～(ウ)に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>(ア) 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること</p> <p>(イ) この預金について、前項(3)の(ア)に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</p> <p>(ウ) 前項にもとづく取り扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約を解約した場合であっても存続するものとします。</p> <p>4 通知方法 この預金について、2に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。</p>